

ヘンリー・A・ウォーレスとニューデイルの弁証

——初期ニューデイル農業政策との関連において、一九三三—一九三五——

久保文明

ヘンリー・A・ウォーレスは、一般に、トルーマン政権の対ソ強硬外交を正面から批判した政治家として、また一九四八年の進歩党大統領候補として最も広く知られている。あるいはまた、人種間の平等の達成や社会保障制度の充実など、リベラルな国内改革諸政策を強力に推進しようとした民主党左派の政治家としても、しばしば言及される。実際、一九四〇年代に入ってからウォーレスは、外交・貿易問題一般から雇用創出政策などの国内経済問題一般、さらには教育への連邦補助や公民権問題などの社会改革的な分野に至るまで、実に広範な領域にわたって政治的関心を示していた。

しかしながら、ウォーレスは政界入りした当初から、以上のようなさまざまな政策領域に関心を抱く政治家であつたわけでは必ずしもない。一九三三年に農務長官として生涯初めて公職に就いた彼は、以後二—三年の間、むしろアメリカ農民の救

済・保護に最大の関心を寄せそこに全力を注ぐ、著しく特殊農業利益擁護的な外観を呈していたのであつた。政治的関心の所在に即していえば、一九四〇年代のウォーレスは国民全体あるいは国民経済全般というナショナルな観点から政策を構想する政治家となつていたのに対し、ニューデイル初期においては、若干誇張していえば農業中心の傾向が強いアグレアリアンな言動の方が際立っていた。しかも、彼は当時、後の時代ほどリベラルでもなかつたのである。

小論は、以上のウォーレスの変化に着目して、まず第一に、「脱農業化」しリベラルになる以前の農務長官ウォーレスの政策構想を、とくにその論理構造に焦点をあてながら解明しようとする。そしてあわせて、数年後に彼が変化を示すいくつかの潜在的要因についても、言及することにした。

農民運動指導者としての経験を豊富に持つ農務長官ウォーレスのニューデイル農業政策擁護論は、当時の深刻な農業問題が農民運動指導者によつてどのように捉えられていたかを示す

一例となるのみならず、それがフランクリン・D・ローズヴェルト政権によっていかなる論理でいかなる意義を与えられていたかをも明らかにするであろう。と同時に、後にリベラルあるいはニューディラーと呼ばれる人々が、ニューディール初頭の政治的経験において、何をアメリカ政治の問題と把握し、何をその課題と認識していたかを一般的に理解していく一助となることも期待できよう。とくに、ウォーレスが後年単なる経済的な「インタレスト・ポリティクス」を超えていった点を考慮すれば、この当時からどのような萌芽をすでに示していたかという問題は、容易に見逃すことのできない論点といえる。また、政治家が同じ役職（ここでは農務長官）にありながら自らのリーダーシップを変化させた例として、リーダーシップ研究の意味も持ちうると思われる。

以下、主としてウォーレスが農業調整法—A A A—とそれに基づく生産制限政策をいかなる論理で擁護したかが検討されるが、その概要をここで簡単に示すなら、まず第一に、A A Aは所得や価格における農業と工業の均衡を回復するための政策であるとみる「均衡」論が検討される。これは、ウォーレスの農業政策論の最も基本的なテーマであった。彼はアメリカ農業恐慌の最大の原因を農業の生産過剰に求めており、A A Aの生産制限政策もこれに対する直接的な対応策とみていた。他方で、生産過剰の解消は、生産制限と同時に市場、とりわけ海外市場の拡大策と並行して遂行されるとき、より有効となる。ウォ

ーレスが提唱した関税引き下げ案も、まさにそれを目標としたものであった。これが第二に検討された後、農業以外の領域の問題に対する彼の態度が概観される。そして最後に、以上の分析の結果にもかわらず、ウォーレスは実はすでに当時から、いずれ農業から抜け出る可能性を示していたことも、とくにA A Aの執行組織に関する彼の議論を手がかりとして、指摘されるであろう。⁽¹⁾⁽²⁾

二

一九三四年に、ウォーレスはニューディール政策の課題について、次のように語っていた。この先十年ほどのアメリカ「民主主義の最大の目的は、関税と通貨制度を管理し、鉄道の利益率を統制すること、そして農業・労働・工業それぞれの所得の間に、継続的に均衡のとれた関係を維持するための価格・生産政策を促進することである」⁽³⁾

しかしながら、ここに述べられた諸目的はすべて質的に同じものとして、あるいは同列の優先順位をもつたものとして、列挙されていたのではなかった。例えば、ウォーレスによれば、「もしわれわれの文明が現在の複雑な基盤の上で存続していかなばならないのなら、現代民主主義は、すでに長らく中央政府が関与してきた関税、通貨政策、運送料金体系、課税その他同様の諸政策を越えたゲームのルールを作らなければならない」⁽⁴⁾（傍点引用者）。そして、この「新しいルールは、価格や利益、そ

して所得の分配の間に調和的關係を生み出すことにより、直接か
かわる分野へも、踏み込むものでなければならぬ。」(傍点引
用者)のであった。要するに、上記の伝統的な政策を越えて、
価格や生産の大規模な規制に連邦政府が直接乗り出すことこそ
が、一九三四年の時点のウォーレスにとつて、ニューディール
の歴史的な新しさであり、またその課題でもあると認識された
のである。

これは具体的には、農業調整政策や産業復興政策、とりわけ
前者の政策を意味していた。農業調整法—A.A.A.—という社会
的調整装置、もしアメリカ農民がニューディールを享受しうら
んとすれば必ずや提供されねばならない社会的調整装置、これこ
そが「農民に関する限り、まさにゲームのルールの変更なので
あった。」

それでは、価格・生産政策を連邦政府が直接規制するニュー
ディール諸政策の目標は、いったい何であつたか。端的にいっ
て、それは「均衡」の達成であつた。当時のウォーレスの政策
論における最も中心的な概念は、「均衡」であつた。一九三四
年の著書『ニュー・フロンティアズ』のみならず、多くの演説
・講演・論説において、彼はこの「均衡」の実現を説き続けた
のである。例えば、彼は「恒久的な民主主義は、すべての主要
集団間の均衡を促進することによつてのみ達成することが可能
になる」と述べ、また、「われわれは、農民・労働者・ビジネス
マンのそれぞれに、相互に均衡のとれた關係を保ちうるような

国民所得の取り分を与えることにコミットしている」と主張し
ていた。さらに、ウォーレスは続ける。「そのような均衡なし
では、国家の基盤が傾いてしまふであらう。」「現代政府は必然
的に、個人への自由への介入を最少限度にとどめながら、生産
者や消費者という諸勢力の間に最大限の均衡を促進するため、
ルールの変更を考慮せねばならぬ。」のである。

要するに、ウォーレスのいう「均衡」とは、ビジネス・農業
・労働者・消費者という生産および消費諸セクター間の均衡を
意味していた。より具体的にいえば、国民所得の分配における
均衡であり、とりもなおさず農産物価格と工業製品価格の均衡
なのであつた。

とくにこの価格の設定に関して、ウォーレスは、ゲームのル
ールを変えよと主張する。経済のゲームには、多数のための新
しいルールが必要であつた。鉄道料金や農器具価格、さらに工
業製品価格一般のように価格の動き、とりわけその下落の仕方
が「鋼鉄のごとく非弾力的」なものがあつた一方、農産物価格の
ごとく激しく下落する「パテのように軟性」なものもある、こ
のような価格構造は誤りであつた。「この種の価格の不平等」
こそが、農民に代表される生産者層が脆弱な購買力しか持ちえ
ない原因となつている。「工業界の〔非弾力的価格〕政策が、ビ
ジネスマン・労働者・農民・消費者の間の均衡を実現するよう
に決定されたときのみ、結果は公共利益に資するものとなるで
あらう。」

ところで、「均衡」の達成は、このようにウォーレスにとつてそれ自体目標であるとともに、農民の購買力回復に貢献する点で、恐慌を克服するための有力な方法でもあった。ウォーレスによつて農民の救済、具体的には農産物価格の支持政策が要求され擁護される際には、このような意味もこめられていたのである。例えば、彼は次のように述べる。「われわれが一九二五年に必要としていたのはより多数の百万長者ではなく、農業と工業の前進を均衡させるために、国民購買力のより多くのシェアを農業地域へ配分させる方策であつた。：農村にもつと多くの購買力が存在していたら、そして農民の生活環境の水準を引き上げる努力がなされていたら、主要産業のあれほどまで完璧な崩壊を経験することはなかつたであらう。」⁽¹³⁾

他方で、一九二一年から三二年までの農民運動史については、「農民が正義のためにいかにゲームのルールを修正しようと試みてきたか」⁽¹⁴⁾を物語るものとして、このうえなく肯定的に評価される。ウォーレスによれば、「農民はおそらくどの集団よりも積極的に経済的民主主義を追求した。」⁽¹⁵⁾「農民は当初、小ビジネス集団や労働組合と同じく、そのアプローチにおいて利己的で近視眼的であつた」⁽¹⁶⁾が、しだいにその視座を広げ、「國民所得における公正なシェア」の獲得をその唯一の目的とするに至つた。このように、彼は二〇年代以降の、見方によつては圧力団体的で利己的ともいふ農民運動を強く擁護するのであつた。

以上のような農業保護政策と農民運動の弁証は、当然のことながら、A A A についてはるかに強くなされる。例えば、A A A は、「ビジネスマンが長年彼らの価格構造に行なつてきたこと（生産の人為的縮小）」と同様のことを、農業の価格構造にも行なうために「制定された」と正当化される。「一九三三、三四年の（A A A の）作付面積調整プログラムの多くの不備を認めつつも、それでも私は、アメリカのような高関税の債権国では何かしらこの種のことが必要なのだと断固主張するものである。」⁽¹⁸⁾「：すべての産業を個人経営の単位に分解するよりも、われわれ皆が農業と工業のより賢明な均衡状態の促進に歩を進めた方が、おそらくよいであらう。」⁽²⁰⁾A A A の生産制限政策を非難して、「すべての飢えた中国人が食を得、すべての裸のインド人が衣を得るまで生産せよとアメリカ農民に説くのは……誤まつた感傷主義である。……私としては真の大犯罪者、すなわち工場を閉鎖し労働者を職から放り出すあの（工場経営者の）人々の方へ、まず非難の矛先を向けたらどうかと言いたい。」⁽²¹⁾つまるところ、「われわれは配られたカードで勝負せねばならないのだ。資本主義社会において、農業は慈善事業として、生き残ることはできない。：われわれが追求しているよりよき均衡と正義の状態は……利潤システムの中で農民のみがやっていけない仕組みになつては達成不可能である。……消費者としての農民の死が、幾千もの工場閉鎖を導き、何百万もの人々の失職に手を貸している。今われわれは、農民により相応な、より均衡のと

れたシステムにおける適切な地位を与えようと努力しているのである。⁽²²⁾ (傍点引用者)。

以上の議論においてウォーレスの求めたものが、ニュー・フリーダムの、ウィルソン・ブランドアイスの的な小規模経営による十九世紀の競争社会の復活でなかったことは明らかである。それは何よりも、「過去一世紀のビジネス・工業の発展が、われわれの全経済環境を完璧に変容せしめた⁽²³⁾」からにはかならない。ウォーレスによれば、「純粹に個人主義の形態のフロンティア的・略奪主義的民主主義は完全に終焉した⁽²⁴⁾」のであって、今直ちに必要なのは、ビジネスや労働者と対等な地位に立つための「農業の組織化」⁽²⁵⁾ (傍点引用者) なのであった。

結局のところ、これまで述べてきた「均衡」論がウォーレスにとつても第一義的な意味は、何よりも連邦政府による農業保護政策の擁護・正当化であった。「均衡」の達成とは、三三・四年当時の慢性的な農業恐慌という歴史状況においては、まさしく政府による農産物価格の引き上げを意味していた。この点で、ウォーレスの「均衡」論はすぐれて農業本位的視座から、発想され展開されたものであったと考えられる。実際、農業と工業の均衡という要求は、ウォーレスのみならず、より農業本位的色彩が強烈であったジョージ・N・ピークら他の農民運動指導者らにも広く共有されていた論理であった。⁽²⁶⁾ 当時のウォーレスは、彼らとともに、農業の視点から、農業をビジネスと均衡させる、すなわち農業をビジネスと対等な経済的地位(IIパ

リティノ)につけることを最大の目的として発想していたといわざるをえない。従つて、彼の議論・発想の内的構造がこのように構成されていた当時、その外面、いわゆる彼のパブリック・イメージがより直截に、農業利益擁護者の色彩を帯びていたとしても、一向に不思議でなかった。当時のウォーレスは、一般国民にとつて、何よりも棉花掘り起こし(cotton plow-up)と小豚虐殺(little pig slaughter)のウォーレス、「破壊者ウォーレス卿」⁽²⁷⁾であった。

三

ところで、AAAは主として農産物余剰の回避を目的としていたが、ウォーレスはその処理という観点からも解決策を模索していた。その解答が、いわば「中間の道」とでも呼べる主張であった。

ウォーレスによれば、アメリカに与えられた選択肢は、二〇年代の彼の議論から変化することなく、相変わらず二つであった。一つは、アメリカの生産物のはげ口を求めて国際的経済協調を回復する国際主義の道であり、もう一つは、海外には背を向け、ありとあらゆる努力を高度に保護された自給自足の国家の構築に注ぐ孤立主義の道である。もしアメリカ国民が前者の道を選択するならば、農業を高度の国内的緊張と規律にさらす必要、すなわち生産制限に着手する必要はなくなるが、そのかわり毎年一〇万ドルにものぼる多額の商品を海外から受け取る

ために劇的に関税を引き下げねばならず、その結果、国内製造業の再編成が不可避となる。この選択においては、豊かな海外市場を確保することが何よりも肝要である。それに対して後者の道、すなわち高関税政策をアメリカがとり続けるなら、アメリカはもはや海外市場をあてにすることはできず、従つて恒久的に五千万エーカーの農地を休耕とし、その結果生ずる社会的経済的動搖の帰結を直視することを覚悟せねばならない。ウォーレスによれば、この場合、「われわれは、これまで誰も示唆したことがないような根本からの計画化と農業・工業の厳格なる統制化 (regimentation) に備えねばならない」⁽²⁹⁾である。そして彼は、一九三二年の夏までは、以上の選択は徹底してなされねばならない、すなわちどちらか一つを断固選択してあくまでそれに固執せねばならず、中途半端な中間の道はありえないと説いていた。第一次大戦以来のアメリカの致命的な失敗は、アメリカが米欧間の債権債務関係の逆転に対応しようとして、高関税政策をとりながら海外市場に依存しようとしてきたことであるというのが、ウォーレスの最も基本的な事実認識であった。⁽³⁰⁾

ところが、一九三四年に至つてウォーレスは、第三の道が存在することを示すのみならず、この道こそが結局アメリカが進むべき道であると言明する。これが、「計画的な中間の道」 (planned middle course)、まさに国際主義と孤立主義の中間の道であった。これはウォーレスにとつて、ニューディールが

実行に移されてみて初めて発見できた新しい概念であつた。彼は、この第三の道の必要性を次のように説明する。「私自身としては、国際主義の方を好む。それは、私の生来の態度である⁽³¹⁾。諸国家は当然、相互に友好的であるべきであり、その友情を国際貿易という形で表わすべきと私は深く信じている。〔しかし〕現実問題としては、現在の世界はナシヨナリスト的感情で燃え立っている。それに、わが国の関税障壁を考慮すると、アメリカがここ数年以内急激に〔関税を引き下げて〕国際主義的方向に進むことはほとんど期待できないことを、われわれは同時に認識せねばならない。従つて、アメリカは可能な限り最大限の精力をもつて余分な作付農地の削減を押し進めねばならぬが、⁽³²⁾これと並行して関税も徐々に引き下げていかなければならない。現在の世界情勢では「絶対的自由貿易はおそらく実現不可能な夢である。そして、完全に独立した国民経済⁽³³⁾」⁽³⁴⁾要するに彼は、農地削減に着手する絶対的短期的必要性和、関税引き下げによつて海外市場を再建する本質的長期的必要性和と、同時並行的に対処すべきと主張するに至つたのである。

「中間の道」は、ある意味できわめて単純な概念であつた。

それは、先にあげた二つの選択肢のまさに中点であつた。すなわち、この政策は関税を引き下げて輸入を五万ドル増やし、他方で二五〇〇万エーカーの農地を恒久的に休耕化しようとする⁽³⁴⁾。ウォーレスによれば、これを実践するには、まずわれわれは関税を引き下げねばならない。これこそが、われわれの対外

貿易におけるニューディールである。これは長期的に（二〇年あるいは三〇年）、かつ計画的になされなければならない。そしてわれわれは、いたるところで保護産業が余剰製品を積み上げている現況を考慮して、どの独占企業、あるいはどの効率の悪い産業を真の海外競争にさらすかを決定せねばならない。⁽³⁵⁾ しかも、アメリカは輸出すると同時に輸入せねばならない。そもそも、アメリカを初めすべての国をして輸入より輸出を志向させるのは、実は国内の生産力と消費水準の落差である。そして、過剰生産と過少消費というこの落差の元凶が、収入の不正分配であることにはほとんど疑いの余地がない、ウォーレスはこのような議論を展開する。彼によれば、ニューディールが行なおうとしているのは、結局、海外市場の縮小分を、農民を含む消費者の国内購買力の増強によって補償することであった。それは、「国民経済の計画的再配分」を意味する。⁽³⁷⁾

従つて、彼によれば、アメリカが直面している問題の諸要因は明らかに連続していた。第一に、アメリカ農業は過剰生産の停止を是非とも必要としていた。そして、生産過剰の緩和は、それが海外需要の創出と不可分の関係にあるために、われわれがどれだけ関税を引き下げるかという決定に深くかかわってくる。ところが、この関税の引き下げの実現はニューディールの成否——国内購買力の強化とそれより適正な分配——にかかつている。「かくて、農産物余剰は同時に三方向から攻撃される。農場の縮減と、より開明的な関税政策と、購買力の改善と……」⁽³⁸⁾

ヘンリー・A・ウォーレスとニューディールの弁証

以上のウォーレスの「計画的な中間の道」論が、徹底的に、そしてかなり体系的に、農産物余剰の処理という観点から構想された議論であることには、もはや疑いがないであろう。この主張が、現行のニューディール政策、とりわけAAAと互惠通商計画（Ⅱ相互的関税引き下げ計画Ⅱ）の正当化としての意味を強く有していたことも、明らかである。しかも、この関税引き下げ政策は一部の独占企業に深刻な犠牲を強いるものであったから、この意味でも、「中間の道」的解決は先の「均衡」論同様、農業中心的性格を濃厚に有していた。⁽³⁹⁾ 実際、関税の引き下げが農民を含む国民の購買力の回復にかかつているとすれば、「中間の道」の実現はまさに国内の労・農・工間における「均衡」の達成、すなわち農産物価格の引き上げに依存しているのであった。

ところで、これまでみてきたウォーレスによるAAAの正当化・弁証と、そこで示された彼の政策構想には、資本主義体制そのものの保持・保存という点において、ほとんど急進的要素はみられない。彼は、この意味での経済構造に関しては保守的であったし、⁽⁴⁰⁾ また、社会主義や共産主義への反発を隠すこともなかった。当時、たとえ彼が一見急進的に響く「国民所得の再分配 (redistribution)」という言葉を口にしたときでも、それは必ずしも経済的上層階級一般から低所得者層への収入の再分配を意味していたわけではなく、むしろ、高関税によって保護されているビジネス部門から労働者層やとりわけ農業セクタ

上への再分配を意味していた。「もし〔ビジネス・労働者・農民の〕諸集團間に富の公正なる分配と正義さえ存在すれば、〔豊かさ〕はわれわれのものとなるう」(傍点引用者)——このことばにも典型的に示されるように、当時のウォーレスの念頭にあったのは階級間の所得の公正な分配ではなく、労働者・農民・ビジネスマン等々の諸集團、諸セクター間での公正なる分配であった。他方で、ウォーレスの低関税論も、アメリカ史上では伝統的に保守的南部民主党コトン・サウスが強く要求するものであり、中西部共和黨員のなかでは異彩を放つものではあつてもその理念がそれ自体として急進的ということはない。また、彼はすでに高度に複雑化した二〇世紀のアメリカ社会で、かつての一九世紀的自由競争を復活させることを不可能と考へ、革新主義のシンボルであつた「トラスト征伐」を恐慌脱出策として採用することにも懐疑的であつた。

結局、ニューディール開始当初の政治的スペクトラムにおけるウォーレスの「革新性」は、主として、彼の言う「均衡」の達成のためには連邦政府権力の援用を辞さなかつた点に求められよう。彼によれば、市場が十分に機能しなくなつた段階では政府がそれを補完して、旧来の(例えば一九〇九—一九一四年の)「均衡」を回復せねばならなかつた。そのために、従来のトラスト規制や鉄道運賃規制のみならず、元来私的経営に属するとみなされていた生産量や価格設定の領域にまで政府が介入すべきであり、あるいはNIRA(全国産業復興法)を試みた

ように、労働者の地位を雇用者に対して保護すべきであつた。

換言すれば、政府がなすべきことは、基本的にビジネス・労働・農業各セクターから成ると想定されていた国民経済上の動揺・混乱を、その三セクター間の「均衡」の復元・維持によつて解消することと見做されたのであり、しかも、それが同時に恐慌脱出策でもあると主張されたのであつた。ただし、この時点では、各セクター内の階級的亀裂・分裂の存在およびその重要性はほとんどウォーレスによつては認識されず、それゆえに、例えば連邦政府によるシェアクローパーら下層農民の地位の改善策などが提唱されることもなかつた点には、十分な注意が払われるべきであろう。ウォーレスは、ニューディール開始当初、要するに「アグレリアン」的で「プログレッシヴ」ではあつたが、決してラディカルでも、また、さほどリベラルでもなかつたのである。

しかしながら、ここで見逃してならない点は、彼のアメリカ経済のセクター的な認識方法や「均衡」論が、実はローズヴェルト政権首脳にも広く共有されていたことであろう。「均衡」論は、タグウェルやレイモンド・モーリーによつても表明されていたのであり、ローズヴェルト自身もこの理論にコミットしていた。まさに、「ローズヴェルト政権のヴォキヤビュラリーのキー・ワードは『均衡』であつた。……おそらくこの態度は、ヘンリー・ウォーレスの『ニュー・フロンティアズ』に最もよく表現されていた」と指摘されるゆえんである。事実、三四

年の年頭教書でローズヴェルトは次のように語っていた。「：工業における前進および繁栄は、何らかの形態で農業に依拠している国民の購買力を、国内すべてのセクション間の、そしてすべての職業間の適切な均衡を回復しうる水準にまで引き上げることによつてのみ達成できる、というのが私が変わることなく確信するところであります」(傍点引用者)。従つて、農業と他産業との「均衡」の達成は、初期ニューディール全体の最大課題の一つであつたといつても過言ではない。しかも、それは単に農民の保護・救済のためのみにとどまらず、アメリカ経済全体を復興させるための最大の支柱の一つとしての役割をも与えられていた。いわばこれこそが、ケインズ以前のアメリカでの恐慌脱出策の一つなのであつた。逆にいえば、そうであるからこそ、農民所得の保護すなわち農民の購買力回復に不釣合ともいえる大きな比重が与えられたのである⁽⁴⁸⁾。

従つて、当時ウォーレスは基本的には農業中心の視座から以上のさまざまな議論を展開していたのであつたが、彼の「均衡」論や「中間の道」論に關稅引き下げ論は、結果的にはローズヴェルト政権全体の恐慌脱出政策や互恵通商計画と多くの点で重なりあつていた。これによつて、ウォーレスは政権入り当初から、政権自体の基本的政策構想を語れることにもなる。

四

さて、これまで主としてウォーレスの農業救済論に即して、

ヘンリー・A・ウォーレスとニューディールの弁証

彼のいわば農業本位の^{アグリカル}な思考様式を窺わせる論理を明らかにしてきたが、それは農業の領域を越えたいくつかの争点に対する彼の態度を検討することによつて、いつそう明らかにされる。その最も典型的な例は、一九三三年秋に浮上したソビエト連邦承認問題であつた。少しく長々と引用して彼のこの問題に対する見解をみってみるならば、彼は次のように回顧する。

私はかつてロシアが小麦の大輸出国であつたことを知つていました。私は、それがアメリカの小麦価格に直接間接に影響を与えるであろうと考えたのです。私は(「国務省の」ビル・ビュリット(Bill B. B.))に、農業の組織化を終えたら、ロシアはいずれ小麦を世界市場に一ブッシェルあたり四〇セントかあるいは三〇セントでも放出するつもりであると話しました。ロシアの国家統制貿易がいつたいアメリカ農民にどのように影響するか、私は本当に心配しました。

もう一つ恐れていたことがあります。それは、ロシア指導部の宗教態度についてです。ロシアの指導部は、われわれのことばの意味では全く無宗教であり、われわれが敬愛するいくつかの物事に対して冷酷であります。私は同様の懸念を、「ハル国務長官のほか」にローズヴェルト大統領と数人の上院議員へも表明しました。……

また私は、クラークが一掃されたやり方のためにも、ロシア承認に反対しました。彼らクラークとは、私がアイ

オワで常日頃つきあつてきた農民とほとんど同じ人々をロシアでは意味していたので、彼らへの同情を禁じえなかつたのです……⁽⁴⁹⁾

このように、当時ウォーレスは、ソビエトの農産物ダンピング政策への懸念、宗教的嫌悪、クラーク一掃政策への反発という主として三つの理由から、米ソ国交回復に強く反対した。彼は、ロシアは世界中のプロレタリアの不滿を最大限に引き起こすために世界市場でダンピングを開始すると信じて、ローズヴェルトとハル宛に書簡を送る⁽⁵⁰⁾。さらに、親しい友人に宛てて、「私はこのロシアの一件では死ぬほど奮えています。…ロシアとのことはいづれ大惨事に帰着するであろうとの私のことは忘れないうで下さい⁽⁵¹⁾」と述べていた。また彼は、ローズヴェルトがソビエトとの国交正常化が準備されていることを公表した十月二十日の閣議でもこれに反対し、二五日にも彼を訪ねて反対論を展開している⁽⁵²⁾。ローズヴェルトはこのようなウォーレスを持て余して、彼を神秘主義者⁽⁵³⁾と酷評するのであった。ウォーレスは、当時ソビエトとの外交問題を農業や宗教とは別個の独自の争点として把握できなかつたといえよう。

これ以外にも、いくつかの点でウォーレスは同様の限界を示していた。例えば、彼は児童労働の禁止を家族的農場 (family size farm) にも適用することに強く反対して、リベラル派の人々を驚愕させたといわれる⁽⁵⁴⁾。

また、ウォーレスは、N R A の政策を基本的に A A A と同列

に積極的に評価していたものの、労働組合の運動方針については二〇年代から引き続き概して批判的であった。彼は三四年に次のように述べる。「しばしば恐慌期の組織労働者の賃銀政策も、「生産を制限し価格を引き上げたビジネスマンと」全く同じく近視眼的であった。……恐慌期に労働者が高額の名目賃銀に固執したことは、……工場をおおむね閉鎖したまま相対的に高水準の価格に固執した製造業者と全く同じ形で、恐慌を悪化させ長びかせたのである⁽⁵⁵⁾」

もとより、ウォーレスの批判の矛先が労働者に集中したという意味ではない。彼は、はるかに激しい口調で「確固として、しかし漸次的に、不効率な産業を清算 (liquidate) する計画⁽⁵⁶⁾」を要求したし、N I R A 第七条 a 項によって労働者の地位が上昇したことへも共感を示していた。しかしながら、彼は当時の労働組合の高額賃銀要求運動には、それが片や「正義の追求」と弁護された農業団体の高価格農産物要求運動と質的に全く異なっているかのように、批判的姿勢をとつたのであった。

また、ウォーレスは当初、社会保障政策に対して「全面的に非常に懐疑的であつた⁽⁵⁷⁾」八〇〇万から九〇〇万人の失業者が存在しているのであるから、最も重要なのは老人失業者の面倒を見るために雇用されている人々の賃銀の一部を取り上げることより、人々を職につけることである⁽⁵⁸⁾と彼は考えた。彼にとつて、「経済への最良のアプローチは完全雇用を実現すること⁽⁵⁹⁾」であつた。農民運動の中で育ち、それを通じて政界入りした

「農民ウォーレス」にとつて、ハリー・ホブキンズやフランシス・パーキンスら都市出身のリベラルにはもはや常識であった失業保険や老齢年金などは、かなり耳慣れぬ概念であつたと思われる。⁽⁶¹⁾

ただし、ウォーレスはこの問題についてウィリアム・ベヴァリッジ卿と議論した末、「この種のもは試みる価値ありと確信する」に至る。そして結果的には、最終的に実現した社会保障制度より大胆で急進的な、連邦政府による直接的運営案をタグウェルらとともに支持することになる。⁽⁶²⁾ウォーレスが、いわゆるニューディーラへと歩を進める第一歩であつた。

「農業を崩壊から救う戦いは、ヘンリー・ウォーレスを全国的な人物に仕立てあげて終止符を打つた」とある史家は述べているが、これは、農業調整政策初期の相対的な政治的成功を考慮すれば、さほどのはずれな評価ではなからう。ウォーレスがかねてから提唱して、いた政策——任意国内制当案 (voluntary domestic allotment plan)——が採用され、ある程度の実効を示したことは否定し難い。加えて、彼の「均衡」論と「中間の道」論は、同時に政権自体の基本構想と重なりあつてゐた。そもそも、アメリカの農業にとつて最悪の状況で農務長官に就任したという意味で、「いまだかつて、おそらくウォーレスほど農業のための大仕事を成し遂げるのに最良のスタートラインに、そして最良の機会に恵まれた者はいなかつたであろう」⁽⁶³⁾。彼はこのチャンスをも、かなりの程度生かすのに成功したのであつ

た。

しかしながら、そうだとすても、この時点ではそれは基本的に農務長官としての成功にとどまつていたとみるべきであらう。彼は自らの関心を、いまだ主として農業の救済においていた。彼の政治家としてのアイデンティティは、さしあたりは農業におかれており、それを超えた所——例えば国民一般——にはおかれていなかった。彼は、少なくとも表面的には、農民運動を高く評価する一方で、ビジネスとともに労働組合運動にも批判的であり、外交問題での判断も時はずれであつた。要するに、当時のウォーレスはいまだ農業を超えたナショナル・プログラムを十分に用意していなかつたといわざるをえない。

五

これまで、ウォーレスの農業中心的な発想とそれから生ずるさまざまな限界について詳述してきた。そこで確認された結論は、しかしながら、彼が政界入りするまでの四十数年間を完全に農業の世界で過ごし、十年近くも農民運動の指導者の一人として活動してきたことを考慮すれば、ある意味で当然でさえある。それは、いわば彼の初期の経歴からくる拘束であつた。そして、彼は何よりも、農民利益の増進を最大の職務とする農務長官なのであつた。

しかし、これまでの結論にもかかわらず、ウォーレスは、実は単なる農業利益擁護者という枠組に収まりきらない議論も

展開していた。それは、とりわけA A Aの執行組織に関する議論に見出すことができる。しかも、それは、例えばA A Aは唯一の正当な選択肢であったと断定し、「労働者を工場から放逐する (throw-up) ことこそ真の犯罪である」と決めつける受身でネガティブな議論ではなく、より積極的なA A Aの弁証であった。

A A Aの地方執行機関は、コミュニティの生産者＝農民委員会からカウンティそして州レベルの委員会へと「ボトム・アップ」に組織され、これらの委員会はA A Aの作付制限事業に参加した農民によって構成されていた。このような「民主性」の反面で、例えばカウンティ・レベルの委員会はとくに南部において、大地主やカウンティ・エイジェント、カウンティ農務局に支配されることが多く、その結果、小作農民やシェアクロッパーには冷淡な機関ともなっていた。ウォーレスは、このような現実を十分に認識していなかったこともあって、その「ボトム・アップ」の組織に強烈な感銘を受け、これを「ニューイングランドのタウン・ミーティングの積み重ね」と称して、その「民主性」を最大限に評価する。ウォーレスによれば、これは「完全に民主的なプロセスであった」。(69) カウンティ農民委員会は、「自己統治の有効な道具であることが判明したのである」。(70) 数年前まで、農民にとって最も重要な決定は「フェンスの向こう側」で行われていたが、いまや彼ら自身がそれに大きく関与している。(71) 「私はそのなかに、真の社会規律が発展するあり

とあらゆる可能性を認めることができる」。(72) このように彼は主張する。結局、ウォーレスは、A A A執行過程への農民「行政参加」を「民主主義」と「自己統治」の側面から認識し、かつ評価していた。この「参加」がどれほど実質的なものであったかはむろん疑わしいところであるが、彼がA A Aを価格水準や収入の「パリティ」の観点、すなわち単に経済的利益の点からのみ擁護したのではなく、決定の手続とそれへの「参加」といった政治的側面からも弁護していた点は、十分に注目し値しよう。A A Aの執行組織を「タウン・ミーティング」とウォーレスが把握したことは、彼がそれを、農民による職能的・機能的「自己統治」という政治的理想の観点からも認識していたことを意味するのである。

二年前の一九三二年春まで、A A Aの原案であった「国内割当案」(domestic allotment plan) を「国家社会主義」への道とみていたウォーレスにとって、カウンティ農民委員会における以上の「民主的手続」の実現は、人一倍感動的であったと推測せざるをえない。生産制限政策への彼の評価を、「国家社会主義」から「タウン・ミーティングの積み重ね」・「経済的民主主義」へと百八〇度劇的に転換させたのが、A A Aの地方執行組織であった。

また、これと並んで、社会規律に関するウォーレスの議論も、経済の論理に還元できるものではなかった。彼は、以上の農民委員会を観察し、そこで「真の社会規律」が芽生えつつあ

ることを発見したのである。彼のいう社会規律とは、「個人の行動を社会のより大きな目標へ向けて修正しようとする意欲」を意味した。そして「それこそが、真に開明的利己主義である」⁽⁷⁶⁾。なぜなら、「いかなる確固たる文明においても、長期的には個人の福祉と集団の福祉とは同一なのであるから」⁽⁷⁷⁾。この意味で、ウォーレスは「彼ら〔生産者委員会に参加した農民〕の多くはおそらく初めて、個人々の利益〔農業収入〕を集団の利益〔経済復興〕に合致させることの意味を学んだと心から信ずる」⁽⁷⁸⁾のであった。

もとより、ウォーレスは、この社会規律がアメリカにすで確固として存在すると断言していたわけではない。彼は、ニューデール経済復興プログラムの一部門〔AAA〕で起こっている現象に、その誕生の萌芽を見出していたのであった。

しかも、ウォーレスにおいて特徴的な点は、この社会規律に関する議論が人間観や宗教論とも密接に結びついていたことである。彼によれば、新たな社会規律の担い手は、それまで主流であったアダム・スミスの古典経済学で想定されていた一〇〇パーセントの「経済的存在」ではありえなかった。われわれは経済的人間に代わる概念を必要としている」⁽⁸⁰⁾。それは、社会進化的な競争と適者生存とを信条とする人間ではなく、協調(cooperation)と豊かな生活(abundant life)を必要とする人間である。「人間は一部は経済的存在であるが、社会的存在でもあるのだ」⁽⁸²⁾。

ヘンリー・A・ウォーレスとニューデールの弁証

ウォーレスによれば、人間性は決して不変ではなかった。「私はそれを変えることは可能だと思う。なぜなら、それは過去何度も変わってきたから」⁽⁸³⁾。そして、「ニューデールが追求している永続的な社会変革は、人間の心の変革なしでは実現不可能である」⁽⁸⁴⁾。歴史的に顧みれば、「攻撃的ビジネスマンを生み出してきた〔ニューデールより前の時代の〕宗教的態度のために、われわれは均衡のとれた豊かさ(balanced abundance)のなかで生活することができなかった」⁽⁸⁵⁾。将来、ウォーレスのいう協調的な態度が真に社会全体に浸透するとき、初めて「均衡」も「豊かな生活」も可能となるであろう⁽⁸⁶⁾。つまるところ、ウォーレスは、農業をビジネスと「均衡」させるのに不可欠なAAA事業の長期的成功には、それを地方レベルで支える参加農民が、そしてより広くはニューデールそのものを支える一般国民が、競争に代えて協調的態度を習得することが絶対的に必要であり、それはまた一部で現に起こりつつある、と結論していたのであった。

むしろ、国民の多くが旧来の偏見に囚われているなかで、彼のいう人間性の変革を実現することは決して容易ではありえない。そこには、強力なリーダーシップが必要とされるであろう。この点は、ウォーレス自身も十分に予期するところであった。そもそも、彼によれば、真の「ステイマンシップ」とは、「人類にとつてより高次の状況に導く政策を造出し、これに反対する短期的な政治的庄力に抗してその政策に固執し、さらに

これを国民に対して望ましく見えるようにすること」を意味していたが、ここで述べられた「ステイツマンシップ」は、ウォーレス自らの理想でもあったと思われる。彼はAAAにおいて生まれつつあった「社会規律」を、いかなる反対からも防御し、よりいっそう発展させようと決意していたと考えられるのである。

ちなみに、ウォーレスによれば、「真のステイツマンシップと真の宗教とは多くの共通点を持つ」⁽⁸⁸⁾。どちらも、自ら現実的と称して短期的な利害や一部特定の階級の利益にしか関心を寄せぬ人々と対抗せねばならない。そして、ウォーレスにとつて、これらの人々とは誰よりも「レッセ・フェールと適者生存の教義に浸かりきった」ビジネスマン、「短期的利己的目的のためにワシントンで自らの主張を展開する」⁽⁸⁹⁾ビジネスマンを意味していた。さらに、彼は、ローズヴェルト政権によって創設されたAAAのような新たな社会機構も、過去の狭小な利益志向的な動機よりも高邁な構想を抱いた人々に鼓舞されなければ崩壊してしまうであろうとも述べている。従つて、「ステイツマン」ウォーレスが、AAAにおける「社会規律」を断固防御・発展させようとする際に最も念頭に入れた警戒していたのは、もはや当然ながら、「利己的な」一部ビジネスマンからの攻撃であつた。これを克服して新たな社会を生み出すか、あるいは旧来の秩序に退行するか、「われわれは今日、史上最も劇的な瞬間に近づきつつある」⁽⁹²⁾と彼は叫ぶのであつた。

かくて、ウォーレスの社会規律論も、AAAの弁証としての意味を有していたことは否定し難い。しかしながら、彼がさしあたりはアメリカ農業のためにアメリカ農業を対象として議論を展開していたとしても、「タウンミーティング」や社会規律に関する議論、また彼の人間論や宗教論とくに社会進化論的競争倫理や経済的人間像の批判には、単なる特殊農業利益擁護者を越えた要素が存在しているといわざるをえないのであるまいか。「タウンミーティング」論と同様、社会規律や「社会的存在」としての人間を強調する議論、そして宗教や「ステイツマン」に関する議論において、ウォーレスは、彼が単に経済的次元においてのみ発想していたのではなく、より広い視野から構想していたことを示していたといえる。少なくとも、このような議論を展開するウォーレスを、一〇〇パーセントの農本主義者と呼ぶことは、適切な表現ではなからう。

ひるがえつて考えてみると、「均衡」や「低関税」、それに「タウンミーティング」などのウォーレスの議論は、それぞれ「正義」「公正」「平等」⁽⁹³⁾、「自由貿易」「国際的友好」、「民主主義」「協調」などの幅広い、抽象的かつより高次の規範的概念を含蓄するものであつた。しかも、ウォーレスが、ニューディールの農業政策を擁護する際に、自らを狭隘な特殊利益の代弁者としてではなく、先にみたように「ステイツマン」と定義していた点も、見逃してはなるまい。

この点で、ウォーレスが一九三四年に次のように述べていた

ことは、注目に値する。彼によれば、ローズヴェルト政権は「生産制限やNIRA規約に際限なくコミットしているのではなく」、「農民・労働者・ビジネスマン三部門間の「均衡のとれた関係」の達成にコミットしているに過ぎない。政府の権限は、いかなる集団にもあまりに軽々に貸与されるべきではない。これが行なわれる際には、それが諸勢力の間の調和的關係を促進するという証拠が必要である。このような条件が、NIRAによる「産業の自治」(self-governing industry)とAAAによる「農業の自治」(self-governing agriculture)に対して、現実上の制約を課す。

従つて、ウォーレスは無条件にAAAを擁護していたわけではなかつたのである。以上の論理に即していえば、AAAや農業団体の活動に対する彼の態度は、彼が「均衡」が達成されたと認識するとき、大きく変わる可能性が存在していた。そして、これがまさに一九三七年に起こつたことであつた。⁽⁹⁵⁾

ウォーレスは、そのように認識するに至つた三七年初め頃から、農業の立場を離れて発言し始め、例えば、「一般福祉」⁽⁹⁶⁾の観点から、農業団体の「圧力団体的活動」にも強い警告を發することになる。地方で、シェアクロッパーの想像を絶する窮状を知るに至つた同じ頃、単にセクター間の「均衡」のみならず、それぞれのセクター内部の「均衡」、すなわち富農と貧農といった経済的階級間の「均衡」についても語り出す。「農業と工業間の、そしてそれぞれの内部での均衡」(傍点引用者)が、

自分の今後の目標であると彼は述べるのである。⁽⁹⁸⁾ウォーレスのいう「均衡」とは、当初は主として農業と工業の「均衡」を意味していたが、これは当時の具体的な状況においては、要するに経済的弱者と強者の「均衡」でもあつた。ウォーレスは、この概念を農業界内部における上層階級と下層階級の「均衡」の達成も含む方向へ拡張していったのである。

このような変化は、むしろ、一九三四年の時点で確定していたわけではなかつた。ここにいたるまでには、農産物価格の水準がある程度回復して「パリティ」に接近するという現実の変化が必要であつたし、シェアクロッパーらの経済的困窮とそれが内包する深刻な含意についてウォーレス自身が学習すること、すなわち主体の認識の変化も不可欠であつた。

一九三四年のウォーレスは、「農業の均衡のための闘争」⁽⁹⁹⁾に一意専心邁進していた。しかしながら、初期の農業の経歴から掃蕩するさまざまな拘束と限界のなかにありながらも、彼は農産物価格の問題を単に経済的論理で捉えるだけでなく、経済的弱者への平等・正義、決定への参加・経済的民主主義、「社会的存在」としての人間などの観点から幅広い視座において把握していた。ウォーレスが同じ農務長官職にありながら、後年になつて、自らの関心を農業を超えたところへ拡大し、またシェアクロッパーらの階級的問題にコミットするニューディール・リベラルの一人へと変身する契機は、すでに当時から潜在していたといえよう。

註(1) なお、本小論は拙稿「ヘンリー・A・ウォーレスとニューディールの政治過程——ニューディール農業政策の變容を手がかりとして、一九三二—一九四〇」『国家学会雜誌』第九七卷三・四号(一九八四年)より三回掲載予定の第二章第四節としての性格を有するものであるので、あわせて参照願えれば幸いである。

(2) ウォーレスは、ローズヴェルト以外のどの關係よりも数多くの演説・講演を行なうたといわれるが、一九三四年にも八八回の講演が行なわれ、二二の論説が執筆をわけている。(James E. Boyle, "Our Three Henry Wallaces", *The American Mercury* 34 (Feb. 7, 1935), Henry A. Wallace, *Democracy Reborn*, Selected from Public Papers and Edited with an Introduction and Notes by Russell Lord (New York: 1943). なお、単行本として)の年に出版された次の三つの著作は重要である。*New Frontiers* (New York: 1934). *America Must Choose: The Advantages and Disadvantages of Nationalism of World Trade, and of a Planned Middle Course* (New York: 1934). *Statesmanship and Religion* (New York: 1934). これらが本稿の主たる資料となる。なお、以上のうち、*America Must Choose* は半年以内で十萬部印刷されるほどの売れ行きであった。フーヴァー政権時代の高関税政策からヘンリー・L・ステイムンクを回覧させたのも本書であった。(Arthur M. Schlesinger, Jr., *The Age of Roosevelt: The Coming of the New Deal* (Cambridge, Mass: 1956), pp. 83f., 254. 英訳『ローズヴェルトの時代II ニューディール登場』(ワリカン社 一九六三年)「七一—七二頁、二二二頁」Russell

Lord, *The Wallaces of Iowa* (Boston: 1947), p. 364.) ウォーレスによれば、本書はある共和党系婦人との会話の結果生まれたものであった。農業政策に批判的であった彼女にウォーレスが、「農民が、高関税や第一次世界大戦から生じた(欧州との)債権關係の逆転等によって貿易の正常な流通が攪乱されない世界に仕めるようにするには、何がなされなければならないか」を説いたことが出版のきっかけであった。(Wallace, "The Reminiscences of Henry Agard Wallace: Oral History 1888-1946" New York Times Oral History Program from Columbia University Oral History Collection (Glen Rock, N. J.: 1977), p. 290. (以下、Wallace, "Reminiscences" と略記。)) 本書執筆の農業本位的な動機が窺われて興味深い。なお、本書と *New Frontiers* を手掛かりに後のウォーレスの外交論の起源を探らうとした論文に、安藤次男「ニューディール期の政治——ヘンリー・A・ウォーレスのニュー・フロンティア論——」『立命館法學』一九八〇年一—二一—二六頁」がある。安藤論文が三四年のウォーレスと四〇年代のウォーレスとを連続面で見えようとしてゐるのに対し、本稿はむしろあたりは変化の側面から捉えようとしたものである。

- (3) Wallace, *New Frontiers*, p. 22.
- (4) *Ibid.*, p. 32.
- (5) *Ibid.*
- (6) Wallace, "The Rules of the Game", *Surrey Graphic* 70 (July, 1934), 321.
- (7) Wallace, *New Frontiers*, p. 21.
- (8) *Ibid.*, p. 29.

- (6) *Ibid.*
- (7) *Ibid.*, p. 38. ほかに『均衡』という表現は「たゞの」
「の」で現われない。参照 *ibid.*, p. 103, 105, 107.
- (8) *Ibid.*, p. 127. Wallace, "The Rules of the Game",
317.
- (9) Wallace, *New Frontiers*, pp. 119, 126f.
- (10) *Ibid.*, p. 132.
- (11) *Ibid.*, p. 138.
- (12) *Ibid.*, p. 137.
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*, p. 138. ちなみに「ウォーレンによれば」の
際、金銀複本位制・トラスト征伐・鉄道懲罰等の「旧来か
らの矯正策は状況に対応できず」「的はずれであった」「農
業そのもの」何かがなされねばならなかった。(*ibid.*, p.
145)
- (15) Wallace, "We Are More Than Economic Men",
Scribner's Magazine 96 (Dec., 1934), 323.
- (16) *Ibid.*
- (17) *Ibid.*
- (18) Wallace, *New Frontiers*, p. 139.
- (19) Wallace, "What the New Deal Means to You",
Independent Woman 13 (Oct., 1934), 328.
- (20) Wallace, *New Frontiers*, p. 227.
- (21) Wallace, *America Must Choose*, p. 6.
- (22) 例えは、ピークは一九三三年に「われわれは農工間の
たゞの均衡を表現せねばならぬ」と語つた。
(Van L. Perkins, *Crisis in Agriculture: Agricultural*

＜ヘンリー・A・ウォーレンとヒュー・ハートの弁証

- Adjustment and the New Deal, 1933* (Berkeley, Ca.:
1969), p. 84)
- (23) George Wolfskill, *Happy Days Are Here Again:
A Short Interpretive History of the New Deal* (Hin-
sdale, Ill.: 1974), p. 32.
- (24) 拙稿、前掲、第一章第三節参照。
- (25) Wallace, *America Must Choose*, pp. 1f, 7, 26f.
- (26) 拙稿、前掲、第一章第三節。
- (27) ウォーレンは「の」を「半宗教的」（半宗教的）と改め、
「の」を「宗教的」と改めた。Wallace, "American Agriculture and
World Markets", *Foreign Affairs* 12 (Jan., 1934), 228.
- (28) Wallace, *America Must Choose*, p. 2.
- (29) *Ibid.*, p. 26.
- (30) *Ibid.*, p. 27.
- (31) 短期的不人気、政治的圧力に抗して断固行動するの
が「ウォーレンによつての「スチムパンマン」であ
る。(註(2)参照) ちなみに「彼は三五年五月メイン州で、
北東部の織物工業の不振に就いて「自らに適した産業を持
つ」と述べ、「ファーレーをして、これは「配慮の欠けた」
政治的干渉影響を与える発言である」と語つた。
(Wallace, "Reminiscences", pp. 403f. James A. Farley,
Jim Farley's Story: The Roosevelt Years (New York:
1948), p. 52)
- (32) Wallace, *America Must Choose*, pp. 27-30.
- (33) *Ibid.*
- (34) *Ibid.*
- (35) Cf. Theodore Rosenof, "The Economic Ideas of
Henry A. Wallace, 1933-1948", *Agricultural History*

- 41 (April, 1967), 148.
- (40) *Ibid.*, 145.
- (41) ウォーレスからみれば、社会主義・共産主義が想定する人間像も、いわゆる「経済的人間」に過ぎなかった。また、宗教的嫌悪感も理由の一つであった。「社会主義も共産主義も、私が理解するところの人間性の現実を直視していない。両者とも、私を寄せつけない感性の欠落、無内容の教義といった特色を有している。両者とも、「経済的人間」の干からびた死骸を相手にしているに過ぎない。」(Wallace, "Spiritual Forces and the State", *The Forum and Century* 91 (June, 1934), 355) 「個人的には私は、共産主義が行なおうとしている多くのことを、深く嫌悪している。国家的ないし階級の利益のために宗教的フアナイズムにいたるものを煽動すること、階級の敵対を捏造すること、これらを私はひどく嫌うものである。」(Wallace, "The Rules of the Game", 317f. また、Wallace, "We Are More Than Economic Man", 324 を参照)
- (42) Wallace, "American Agriculture and World Markets", 229.
- (43) 例えば、A A Aには反対であった南部保守主義者ウィリアム・L・クレイトンも、共和党政権以来の高関税を激しく攻撃し、ハル國務長官の互恵通商政策を熱烈に支持していた。(佐藤信一「ハンリー・A・ウォーレスとウィリアムクレイトン」——自由貿易と対外援助をめぐって——『法経研究』二九卷一号、三一—四頁)
- (44) ウォーレスは、場合によっては「トラスト征伐」ならぬ「トラスト支援」も示唆している。(Wallace, *New Frontiers*, p. 34. Wallace, "American Agriculture and World Markets", 338f. Rosenof, *op. cit.*, 145)
- (45) 拙稿 前掲 第一章第三節参照。
- (46) Richard H. Pells, *Radical Visions and American Dream: Culture and Social Thought in the Depression Years* (New York: 1972), p. 79. ちなみに、ウェルズによれば、ウォーレスらの「均衡」論は表面上は著しく急進派知識人の議論と酷似していた。彼らとの相違は、ウォーレスらが、利潤体系を破壊することなしにすべての階級の利益の調和を成し遂げようとした点にあった。ウォーレスらは、産業・企業資本主義を温存しながらこれを達成できると考えたのであった。(ibid., pp. 79f)
- (47) Samuel Rosenman ed., *The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt* Vol. III (New York: 1938), pp. 10f.
- (48) 拙稿 前掲 第一章第三節参照。
- (49) Wallace, "Reminiscences", pp. 264-68.
- (50) Wallace to Franklin D. Roosevelt, Sept. 29, 1933, enclosed letter. Wallace to Cordell Hull, Sept. 29, 1933, Henry A. Wallace Papers, University of Iowa. ウォーレスはここで、次のようにも述べている。「問題は、われわれの世界が、資本主義や宗教、またそれ以外のわれわれが慣れ親しんでいるものの崩壊を断固企図している鉄のような人間たちの集権の政府によって指定される時と場所、商品を受けとるつもりでいるかどうかという点である。」「彼らは、低価格と価格の動揺がいかにプロレタリアートの不満を醸成するか、いかに資本主義国家に価格の混乱を生むかを知っているのだ。」

(15) Wallace to Dante Pierce, Oct. 21, 1933, Henry A. Wallace Papers, University of Iowa. #17. Wallace to Frank C. Walker, Oct. 28, 1933. In *ibid.* 249-50. J. Samuel Walker, *Henry A. Wallace and American Foreign Policy* (Westport, Conn.: 1976), pp. 39f. 参照された。

(16) Harold L. Ickes, *The Secret Diary of Harold L. Ickes: The First Thousand Days, 1933-1936* (New York: 1953), p. 111. 反対の意見を表明したのが、イッキーズの驚いたことだ。ウォーレスはパーキンス労働長官であつた。

(17) 以下のローズヴェルト(FDR)とヘンリー・モーゲンソー・ジェニア(HM)の会話を参照された。FDR「ヘンリー・ウォーレスは今朝どこへ何しに来たと思うかね。」HM「わかりませんが。」FDR「ロシア承認の件でやつて来たのだ。」HM「この件のごくに関心を持っていますか。」FDR「宗教だよ。…ウォーレスは一種の神秘主義者だ。」HM「どういう意味ですか。」FDR「たぶん彼は不可知論者だということだ。…いずれにしろ、ヘンリー・ウォーレスは国内での宗教的影響を考へて、ロシアの承認を大変憂慮して居る。」Henry Morgenthau, Jr., "Farm Credit Diary", Oct. 25, 1933, Henry Morgenthau, Jr. Papers, Franklin D. Roosevelt Library. ただし、以上のウォーレスの反対論は政府内でなされたもので、公的に発言されたではない。また、十一月十六日の正式なソビエト承認後は、彼は何も発言しなくなる。ウォーレスは「この件について後に次のように回顧している。」彼「ローズヴェルト」はたぶん正しかったと思います。彼は、私が当時持っていた

ヘンリー・A・ウォーレスとニューデイルの弁証

なかつた事実を語り出す事だ」(Wallace, "Reminiscences", pp. 266f.)

(18) Lord, *op. cit.*, pp. 339, 299f. チャーンスの立場について、次の講演を参照された。Address by Secretary of Agriculture before the Annual Meeting of the American Farm Bureau Federation, Nashville, Tenn., Dec. 11, 1934. Wallace Papers, University of Iowa.

(19) Wallace, *New Frontiers*, p. 114.

(20) *Ibid.*, p. 76.

(21) Wallace, "Reminiscences", p. 304.

(22) *Ibid.*, pp. 304f.

(23) *Ibid.*, p. 305.

(24) シネドム・ローズヴェルトの娘でワシントン社交界の第一人者アリス・ロングワースの日記。John Morton Blum ed., *The Price of Vision: The Diary of Henry A. Wallace, 1942-1946* (Boston: 1973), p. 10.

(25) Cf. Schlesinger, Jr., *op. cit.*, pp. 299-306. 邦訳前掲書 二四七—五二頁。

(26) Wallace, "Reminiscences", p. 304. また、ウォーレスによれば、彼とパーキンス、ホプキンス、法務長官カミンスは法案を準備するためよくパーキンスのオフィスや自宅で会合を開いたが、カミンスは常に欠席、ホプキンスは時折出席、そして彼自身はほとんどすべてに出席していた。(*ibid.*)

(27) 「経済保障に関する大統領」委員会の中でウォーレスは、タグウェルに激励されて、連邦政府によるアプローチを求めて執拗に戦い続けた。」Schlesinger, Jr., *op. cit.*,

- p. 306. 邦訳 前掲書 一五三頁。
- (64) *Ibid.*, p. 84. 邦訳 前掲書 七三頁。
- (65) Orville M. Kile, *The Farm Bureau through Three Decades* (Baltimore, Md.: 1948), p. 197. 「ロース・ウォールズ」の「農務長官に就任したものは誰だか」……大きな機会を待たなければならぬ」(Richard F. Fenn, Jr., *The President's Cabinet: An Analysis in the Period from Wilson to Eisenhower* (Cambridge, Mass.: 1959), p. 62) なども「均衡」論は政権首脳にも農業団体にも共有されてきたため、通例は「ウォールズの農務長官が直面する大統領と全米農務副連合 (American Farm Bureau Federation) との間」の忠誠の分岐 (*ibid.*, p. 231) に「ウォールズの」ウォールズは悩まされる必要がなかった。
- (66) Wallace, "The Farmer and Social Discipline", *Journal of Farm Economics* 16 (Jan., 1934), 2.
- (67) A A A の地方執行組織に関しては、次の論文に教えられるところが多い。中村陽一、「行政過程における市民参加——米國農務行政の一研究——」『国家学会雑誌』第七八卷三・四号(七・八号)・九・十号(一)(二)(三)号。
- (68) Wallace, *New Frontiers*, p. 200.
- (69) 以上の点に關しては、拙稿「前掲を参照されたこと」。
- (70) Wallace, "The Farmer and Social Discipline", 7.
- (71) *Ibid.*, 9.
- (72) Wallace, "We Are More Than Economic Men", 325.
- (73) Wallace, "The Farmer and Social Discipline", 9.
- (74) この点は、拙稿「前掲を参照されたこと」。
- (75) Wallace, "The Farmer and Social Discipline", 2.
- (76) *Ibid.*
- (77) *Ibid.*
- (78) *Ibid.*, 7.
- (79) *Ibid.*, 2.
- (80) Wallace, "We Are More Than Economic Men", 326.
- (81) *Ibid.*
- (82) Wallace, "The Farmer and Social Discipline", 4.
- (83) Wallace, *The Statesmanship and Religion*, p. 121.
- (84) Wallace, "Spiritual Forces and the State", 354. Wallace, "The Farmer and Social Discipline", 4. 例やば、キリスト教は二・三世紀に大きな変化を遂げたし、それはまた十六世紀に著しく変化した。将来アメリカが必要とする宗教は、ウォールズによれば、「どちらかといえば前者に近うもの」すなわち、純粹に個人主義的なものよりも全社会構造に關して強固に宗教的態度を有するものである。(Wallace, *Statesmanship and Religion*, pp. 121, 125, 125f)
- (85) Wallace, "Spiritual Forces and the State", 353.
- (86) *Ibid.*
- (87) Cf. *ibid.*, 356.
- (88) *Ibid.*, 352. Wallace, *Statesmanship and Religion*, p. 115.
- (89) *Ibid.* ウォールズは「神と同胞に対する人間の態度を、最も心の奥深い所で支配する力」のことであつた。(*ibid.*)
- (90) *Ibid.*
- (91) *Ibid.*, p. 129.

- (16) *Ibid.*, p. 120.
- (17) *Ibid.*, p. 130.
- (18) 「農業の均衡」というのは、「農業のための平等」「公正」「正義」「セキュリティ」などの語と互換的に使用されるものが多かった。
- (19) Wallace, *New Frontiers*, pp. 28f.
- (20) ただし、必ずしもこのような認識が、本文で述べる彼の變化のすべての原因とらうわけではなう。
- (21) 例えば、彼は次のように述べる。「あの意味で、農業の競争は勝利に帰した。農業は、今は国内の扱われた産業ではなくなった」「Agricultural Security」、Address by Wallace before the AFBF Annual Convention, Dec. 9, 1936, Wallace Papers, University of Iowa.
- (22) Wallace, "How Agriculture, Industry, Labor and Government Can Work Together for a 100-Billion Dollar Income", Address before the 3rd Annual National Farm Institute, Feb. 18, 1939, "Secretary of Agriculture Wallace Endorses Wage and Hour Law", Apr. 22, 1940, Wallace Papers. Wallace, *Technology, Corporations, and the General Welfare* (Chapel Hill, N. C.: 1937), p. 47.
- (23) Wallace, "Wallace Maps a Farm Program", *The New York Times Magazine* (Jan. 3, 1937).
- (24) Schlesinger, Jr., *op. cit.*, chapter 1, 邦訳 前掲書 第一章の末題。